平成２２年（フ）第２０４０号
愛知県津島市城山町２丁目150番地１　シャトレ愛松津島205号
債務者　日野　英幸
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０４１号
愛知県津島市城山町２丁目150番地１　シャトレ愛松津島205号
債務者　日野　節子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０５号
名古屋市南区平子２丁目17番20号　平子ハイツ203号
債務者　柚之原和成
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３号
宮城県登米市迫町佐沼字内町31番地１　レオネクストＪ―210号
債務者　鈴木　雅彦
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３８３２号
名古屋市西区那古野２丁目８番10号　丸一上畠ビル306号
債務者　谷口智恵子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４９４号
名古屋市中川区高杉町65番地　レジデンスＫ202号
債務者　大川　光正
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４６号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘６棟401号
債務者　渕上　　忍
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４７号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘８棟101号
債務者　遠藤久美子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３１号
山口県周南市大字八代3195番地、前住所山口県岩国市海土路町２丁目23番41―202号
債務者　直江　建亮
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３０号
山口市徳地柚木1403番地１
債務者　齊藤めぐみ（旧姓藤津）
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
山口県防府市大字高井９番地の５
債務者　好川八重子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５５０号
大阪市北区長柄東３丁目２番１―603号
債務者　柳井　晶二（旧姓三島）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２０９号
大阪府守口市藤田町４丁目41番17号
債務者　迫田　和美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４０７号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目３番10号小阪本町第二ビル４Ｆ―Ｆ号
債務者　辻坂　康夫
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２９号
大阪市東成区大今里西１丁目６番33号直井ハイツ401号
債務者　泉　　俊邦
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５９９号
大阪市住吉区苅田７丁目４番23―205号
債務者　有田　公子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９２２号
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ28―308号
債務者　岩崎　眞也
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部